

## 第18回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成20年5月29日(木) 9:30～  
場所 第2水産ビル 8階BC会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 分野別審議について

○ 参考人意見聴取について

#### (2) 次回(第19回)委員会について

#### (3) その他

### 3 閉 会

#### 【配付資料】

- |      |                          |
|------|--------------------------|
| 資料1  | 道民提案の整理一覧表               |
| 資料2  | 項目別資料一覧表                 |
| 資料3  | コミュニティハウス関係資料            |
| 参考資料 | 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表(関係分) |

## 第18回北海道道州制特区提案検討委員会出席者名簿

### 【委員】

氏 名	現 職	備考
井 上 久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会 長
五十嵐 智嘉子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	
林 美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福 士 明	札幌大学法学部教授	
宮 田 昌 利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	

### 【参 考 人】

氏 名	役 職
日 置 真 世	北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター助手

### 【事 務 局】

氏 名	役 職
川 城 邦 彦	北海道企画振興部地域主権局長
渡 辺 明 彦	北海道企画振興部地域主権局参事

テーマ別（「産業・雇用」「地域再生」）  
道民提案の整理一覧表

資料 1

テーマ	分類	道民提案	委員会検討	
			第17回	第18回
産業・雇用	貿易・物流・人流関連	6 9 自由貿易地域指定		
		7 5 空港の一括管理		
		2 2 1 千歳空港のハブ空港化		
	運輸関連	2 2 2 路線バスの合理的運行による経営改善	○	
		9 0 需給調整【タクシー】	○	
		8 0 自家用貨物自動車の車検延長	○	
		9 4 自動車等の潜在需要掘り起こし		
	観光関連	5 4 カジノの振興	○	○
		2 1 5 (小樽市への) カジノの設置 (誘致)		
		5 5 民宿・ファームインの活性化		○
		2 1 6 酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供		
		6 4 自家用車による旅客共同送迎	○	
	地場産業等関連	6 5 有料顧客送迎に係る権限移譲		
		3 3 自家用貨物自動車の車検延長【農業】	○	
バイオエネルギー関連	9 8 理容師・美容師の垣根撤廃	○		
	2 2 4 バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税		○	
地域再生	交通関連	1 6 1 課税の免除		○
		1 6 5 自家用車の車検延長	○	
		2 3 4 一年車検の一部撤廃		
	福祉関連	1 9 8 福祉有償運送の規制緩和	○	
		1 9 9 介護サービス事業所等の指定		○
		2 4 2 介護サービス事業所等の指定基準		
		※ コミュニティハウス		○
	地方自治関連	1 2 3 政令市等の法定要件緩和		○
		2 2 5 政令市、中核市の要件緩和		
		※ 広域中核市制度	○	
		1 3 0 負担金制度の廃止	○	
		2 2 7 国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止		
	2 2 6 道道の管理の特例	○		

※太字：第17回委員会での検討の結果、第3回答申に向け更に検討していくもの

<第17回委員会検討項目>

- 交通関係  
(バス、タクシー、車検、旅客有償運送、福祉有償運送)
- 理容師・美容師関係
- カジノ関係
- 直轄負担金関係
- 道路法関係
- 広域中核市関係

<第18回委員会検討項目>

- 民宿・ファームイン関係
- バイオエネルギー関係
- 離島関係
- 介護サービス関係
- 政令市・中核市関係
- コミュニティハウス関係
- カジノ関係

テーマ別（「産業・雇用」「地域再生」）  
道民提案の整理一覧表

資料 1

テーマ	分類	道民提案	委員会検討	
			第17回	第18回
産業・雇用	貿易・物流・人流関連	6 9 自由貿易地域指定		
		7 5 空港の一括管理		
		2 2 1 千歳空港のハブ空港化		
	運輸関連	2 2 2 路線バスの合理的運行による経営改善	○	
		9 0 需給調整【タクシー】	○	
		8 0 自家用貨物自動車の車検延長	○	
		9 4 自動車等の潜在需要掘り起こし		
	観光関連	5 4 カジノの振興	○	○
		2 1 5 (小樽市への) カジノの設置 (誘致)		
		5 5 民宿・ファームインの活性化		○
		2 1 6 酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供		
		6 4 自家用車による旅客共同送迎	○	
	地場産業等関連	6 5 有料顧客送迎に係る権限移譲		
		3 3 自家用貨物自動車の車検延長【農業】	○	
バイオエネルギー関連	9 8 理容師・美容師の垣根撤廃	○		
	2 2 4 バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税		○	
地域再生	交通関連	1 6 1 課税の免除		○
		1 6 5 自家用車の車検延長	○	
		2 3 4 一年車検の一部撤廃		
	福祉関連	1 9 8 福祉有償運送の規制緩和	○	
		1 9 9 介護サービス事業所等の指定		○
		2 4 2 介護サービス事業所等の指定基準		
		※ コミュニティハウス		○
	地方自治関連	1 2 3 政令市等の法定要件緩和		○
		2 2 5 政令市、中核市の要件緩和		
		※ 広域中核市制度	○	
		1 3 0 負担金制度の廃止	○	
		2 2 7 国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止		
	2 2 6 道道の管理の特例	○		

※太字：第17回委員会での検討の結果、第3回答申に向け更に検討していくもの

<第17回委員会検討項目>

- 交通関係  
(バス、タクシー、車検、旅客有償運送、福祉有償運送)
- 理容師・美容師関係
- カジノ関係
- 直轄負担金関係
- 道路法関係
- 広域中核市関係

<第18回委員会検討項目>

- 民宿・ファームイン関係
- バイオエネルギー関係
- 離島関係
- 介護サービス関係
- 政令市・中核市関係
- コミュニティハウス関係
- カジノ関係

項目別資料一覧表

資料 2-1	民宿・ファームイン関係 . . . . .	1
資料 2-2	バイオエネルギー関係 . . . . .	23
資料 2-3	離島関係 . . . . .	37
資料 2-4	介護サービス関係 . . . . .	45
資料 2-5	政令市・中核市関係 . . . . .	107
資料 2-6	カジノ関係 . . . . .	115



(昭和二十八年二月二十八日法律第六号)

(酒類の製造免許)

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

- 一 清酒 六十キロリットル
- 二 合成清酒 六十キロリットル
- 三 連続式蒸留しようちゆう 六十キロリットル
- 四 単式蒸留しようちゆう 十キロリットル
- 五 みりん 十キロリットル
- 六 ビール 六十キロリットル
- 七 果実酒 六キロリットル
- 八 甘味果実酒 六キロリットル
- 九 ウイスキー 六キロリットル
- 十 ブランデー 六キロリットル
- 十一 原料用アルコール 六キロリットル
- 十二 発泡酒 六キロリットル
- 十三 その他の醸造酒 六キロリットル
- 十四 スピリッツ 六キロリットル
- 十五 リキュール 六キロリットル
- 十六 粉末酒 六キロリットル
- 十七 雑酒 六キロリットル

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 清酒の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、単式蒸留しようちゆう又はみりんを製造しようとする場合
- 二 連続式蒸留しようちゆう又は単式蒸留しようちゆうの製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、みりんを製造しようとする場合
- 三 果実酒又は甘味果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合
- 四 試験のために酒類を製造しようとする場合
- 五 一の製造場において清酒及び合成清酒を製造しようとする場合で、製造免許を受けた後一年間におけるその製造見込数量の合計が六十キロリットル以上であるとき。
- 六 一の製造場において連続式蒸留しようちゆう及び単式蒸留しようちゆうを製造しようとする場合で、製造免許を受けた後一年間におけるその製造見込数量の合計が六十キロリットル以上であるとき。
- 七 前各号に準ずる場合として政令で定める場合

4 第一項の製造免許を与える場合において、製造される酒類の品質につき十分な保証がないため特に必要があると認められるときは、税務署長は、当該製造免許につき期限を付することができる。

5 前項の期限を付した製造免許を与えた後に生じた事由により特に必要があると認められるときは、税務署長は、当該期限を延長することができる。

6 第二項の場合において、粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行う。

(みなし製造)

第四十三条 酒類に水以外の物品（当該酒類と同一の品目の酒類を除く。）を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。ただし、次に

掲げる場合については、この限りでない。

- 一 清酒の製造免許を受けた者が、政令で定めるところにより、清酒にアルコールその他政令で定める物品を加えたとき。
- 二 清酒又は合成清酒の製造免許を受けた者が、当該製造場において清酒と合成清酒とを混和したとき。
- 三 連続式蒸留しようちゆうと単式蒸留しようちゆうとの混和をしたとき。
- 四 ウイスキーとブランデーとの混和をしたとき。
- 五 酒類製造者が、政令で定めるところにより、その製造免許を受けた品目の酒類（政令で定める品目の酒類に限る。）と糖類その他の政令で定める物品との混和をしたとき（前各号に該当する場合を除く。）。
- 六 政令で定める手続により、所轄税務署長の承認を受け、酒類の保存のため、酒類にアルコールその他政令で定める物品を混和したとき（前各号に該当する場合を除く。）。
- 2 前項の場合において、酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。）の混和をした酒類の品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該混和前の酒類の品目とする。
- 3 第一項第一号の規定の適用を受けて、清酒にアルコールその他の物品を加えた酒類は、清酒とみなす。
- 4 第一項第六号の規定の適用を受けて、酒類にアルコールその他の物品の混和をした酒類は、当該混和前の品目の酒類とみなす。
- 5 第一項の規定にかかわらず、酒類の製造場以外の場所で酒類と水との混和をしたとき（政令で定める場合を除く。）は、新たに酒類を製造したものとみなす。この場合において、当該混和後の酒類の品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該混和前の酒類の品目とする。
- 6 連続式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールと連続式蒸留しようちゆうとの混和をしてアルコール分が三十六度未満の酒類としたときは、新たに連続式蒸留しようちゆうを製造したものとみなす。
- 7 単式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールと単式蒸留しようちゆうとの混和をしてアルコール分が四十五度以下の酒類としたときは、新たに単式蒸留しようちゆうを製造したものとみなす。
- 8 第一項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、リキュールと水又は炭酸水との混和をしてエキス分二度未満の酒類としたときは、新たにスピリッツを製造したものとみなす。
- 9 前各項に規定する場合を除くほか、酒類と他の物品（酒類を含む。）との混和に関し、必要な事項は、政令で定める。
- 10 前各項の規定は、消費の直前において酒類と他の物品（酒類を含む。）との混和をする場合で政令で定めるときについては、適用しない。
- 11 前各項の規定は、政令で定めるところにより、酒類の消費者が自ら消費するため酒類と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合（前項の規定に該当する場合を除く。）については、適用しない。
- 12 前項の規定の適用を受けた酒類は、販売してはならない。

## ■酒税法施行令（昭和三十七年三月三十一日政令第九十七号）

（みなし製造の規定の適用除外等）

### 第五十条

（1～12 略）

- 13 法第四十三条第十項に規定する消費の直前において酒類と他の物品（酒類を含む。）との混和をする場合で政令で定めるときは、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において消費者の求めに応じ、又は酒類の消費者が自ら消費するため、当該混和をするときとする。

（14～15 略）

## 租税特別措置法（酒税関係）の改正について （酒場、料理店等の皆様へ）

平成 20 年 4 月 30 日より、

『酒場、料理店等を営む方については、一定の要件の下に酒類の製造免許を受けることなく、その営業場において自家製梅酒等を提供することができる。』特例措置が設けられました。

（注） 酒類に他の物品を混和する場合には、原則として新たな酒類を製造したものとみなされ酒類の製造免許が必要ですが、平成 20 年度税制改正において特例措置が新たに設けられました。なお、消費の直前に混和する場合や消費者が自己の消費のために混和する場合等は、以前から例外的に新たな酒類の製造とみなされず製造免許が不要とされています。

### ▶ 特例措置の適用を受けることができる方

「酒場、料理店等酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する業」を営んでいる方。

（注） 酒場、料理店のほか、例えば、民宿、旅館、飲食店等が含まれます。

### ▶ 特例措置の適用要件

- ・ 酒場、料理店等の自己の営業場において飲用に供することを目的とすること。
- ・ 飲用に供する営業場内において混和を行うこと。
- ・ 一定の蒸留酒類とその他の物品の混和であること。

（注） 1 特例の対象は混和した営業場内において飲用に供する場合に限られます。したがって、例えば、テイクアウト品やお土産品などで営業場以外の場所において飲用されることとなる譲り渡し（有償、無償を問いません）や混和した営業場以外の営業場で飲用に供することはできません。

2 酒類製造者が、酒類製造場において混和を行う場合は特例措置の対象となりません。

### ▶ 混和に使用できる酒類と物品の範囲

混和に使用できる「酒類」と「物品」は次表に記載のものに限られます。また、混和後、アルコール分 1 度以上の発酵がないものに限られます。

使用できる酒類	使用できる物品
蒸留酒類でアルコール分 20 度以上のもので、かつ、酒税が課税済みのもの 【蒸留酒類の品目】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 連続式蒸留しょうちゅう</li><li>・ 単式蒸留しょうちゅう</li><li>・ ウイスキー</li><li>・ ブランデー</li><li>・ スピリッツ</li><li>・ 原料用アルコール</li></ul> （注） 使用できる酒類は蒸留酒類に限られますので、清酒、みりん等を使用することはできません。	糖類や梅のほか次の「使用が禁止される物品」以外のもの 【使用が禁止される物品】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ若しくはでんぷん又はこれらのこうじ</li><li>・ ぶどう（やまぶどうを含む。）</li><li>・ アミノ酸若しくはその塩類、ビタミン類、核酸分解物若しくはその塩類、有機酸若しくはその塩類、無機塩類、色素、香料又は酒類のかす</li><li>・ 酒類</li></ul>

### ▶ 年間の混和に使用できる酒類の数量の上限

混和に使用できる蒸留酒類の数量は、営業場ごとに年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間）1 kl 以内に限られます。

（注） 混和に使用する蒸留酒類の数量には、例えば、カクテル等の消費の直前に混和された数量は含まれません。

特例適用混和に当たっての必要な手続等については裏面を参照してください。

▶ 混和に当たって必要な手続等

・ 開始申告書の提出

新たに混和しようとする場合には、混和を開始する日の前日までに営業場の所在地を所轄する税務署長に対して「特例適用混和の開始申告書」を提出する必要があります。

また、混和を1年以上休止する場合又は終了する場合にも申告を行う必要があります。

(注) 経過措置として平成20年4月30日から平成20年7月31日までの間に混和を開始する場合は、平成20年7月31日までに開始申告書を提出してください。

【特例適用混和の開始申告書の記載例】

特例適用混和の開始・休止・終了申告書

不要文字を抹消してください

<p>平成〇〇年〇月〇日</p>	<p>(住所) 〒100-〇〇〇〇</p> <p>東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号</p>	<p>(電話)</p> <p>03-〇〇〇〇局</p> <p>〇〇〇〇番</p>
<p>営業場を所轄する 税務署長名</p> <p>〇〇市税務署長 殿</p>	<p>申告者</p> <p>(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 太郎</p>	<p>法人の場合は代表者印を 押印します。</p>
<p>ふりがなを忘れずに</p>		
<p>租税特別措置法第87条の8及び租税特別措置法施行令第46条の8の2の規定により下記のとおり申告します。</p>		
<p>記</p>		
<p>営業場の所在地及び名称</p>	<p>東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号</p> <p>居酒屋〇〇 大手町店 電話 03-(△△△△)-△△△△</p>	
<p>混和の開始年月日</p>	<p>平成 〇〇 年 〇 月 × 日</p>	
<p>混和を休止しようとする期</p>	<p>平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</p>	
<p>混和の終了年月日</p>	<p>平成 年 月 日</p>	
<p>混和の方法</p>	<p>連続式蒸留しょうちゅうに梅の実及び氷砂糖を加える。</p>	
<p>混和の方法について、具体的に記入してください。</p>		

・ 混和に関する記帳

混和に使用した蒸留酒類の月ごとの数量を帳簿に記載する必要があります。

(例) 平成20年度の混和の事績は次のとおり。

- 1 平成20年6月2日に連続式蒸留しょうちゅう10リットルに梅の実と氷砂糖を加えた。
- 2 平成20年6月20日にブランデー10リットルにレモンと氷砂糖を加えた。
- 3 平成20年10月4日に単式蒸留しょうちゅう10リットルにかりんの実と氷砂糖を加えた。
- 4 平成20年10月30日に連続式蒸留しょうちゅう20リットルに柿の実を加えた。

【特例適用混和に係る記帳の例】

混和年月	数量(ℓ)
平成20年6月	20
平成20年10月	30
平成20年度計	50

更に詳しい説明が必要な方は、税務署の担当酒類指導官までお問い合わせください。



































